



県章

# 山形県公報

平成26年3月18日(火)

第2529号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる  
場所……………(健康福祉企画課) ……228
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示……………(同) ……231
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更……………(同) ……232
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(同) ……233
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……234
- 同……………(同) ……同
- 家畜の検査の実施……………(畜産課) ……235
- 同……………(同) ……236
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……237
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 山形県土地利用基本計画の変更……………(用地課) ……同
- 眺望景観資産の指定……………(都市計画課) ……同
- 宅地建物取引業法に基づく処分をするための聴聞……………(建築住宅課) ……238

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……239

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第226号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
安 達 千 尋	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
天 水 宏 和	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
安 藤 麗	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
石 山 廣 志 朗	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
大 久 保 鉄 平	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
金 井 哲 史	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
栗 田 紗 由 美	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
黒 川 克 朗	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
小 山 翔 平	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
今 孝 志	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
佐 々 木 光 晴	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
杉 山 晶 子	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
高 橋 俊 之	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
田 邊 祐 資	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
妻 沼 到	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
妻 沼 り こ	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
中 塚 峻	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
沼 畑 健 司	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地

祢津晋久	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
舟山詩奈子	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
目黒沙織	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
盛直生	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
山口賢次	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
山陰周	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
鍮水佳	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
佐久間良	山形市立病院済生館	山形市七日町一丁目3番26号
早坂清	篠田総合病院	山形市桜町2番68号
荒木吉朗	至誠堂総合病院	山形市桜町7番44号
伊藤純一	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
岡村将光	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
坂本拓矢	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
染谷崇徳	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
高橋広延	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
久野春奈	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
渡辺太一	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
竹内幸宏	若宮病院	山形市吉原二丁目15番3号
渡邊健太郎	大島医院	山形市桜田西四丁目1番14号
大竹祐輔	おおたけ医院	山形市南三番町7番18号
菊地義文	きくち内科医院	山形市松見町16番24号
渡邊健太郎	介護老人保健施設さくらパレス	山形市桜田西四丁目3番26号
佐藤さくら	佐藤眼科医院銅町クリニック	山形市銅町一丁目6番35号
鈴木庸夫	山形クリニック	山形市飯田西四丁目7番33号

三浦 浩	山形クリニック	山形市飯田西四丁目7番33号
長澤 純一郎	矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号
中村 智栄子	矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号
西田 稚子	矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号
長澤 純一郎	本町矢吹クリニック	山形市本町一丁目6番17号
中村 智栄子	本町矢吹クリニック	山形市本町一丁目6番17号
笹川 五十次	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
門間 文行	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
天笠 雅春	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
盛谷 和政	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
大沼 寧	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
新井 隆	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
高橋 里佳	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
菊地 次郎	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
星 清継	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
高橋 祐二	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
門間 英二	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
阿部 真也	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
鈴木 泰宏	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
市川 誠一	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
水野 恵	天童温泉篠田病院	天童市鎌田一丁目7番1号
井上 勇人	天童温泉篠田病院	天童市鎌田一丁目7番1号
遠藤 誠	天童温泉篠田病院	天童市鎌田一丁目7番1号
丸山 真博	吉岡病院	天童市東本町三丁目5番21号

高 原 政 利	吉 岡 病 院	天童市東本町三丁目5番21号
木 下 大 資	吉 岡 病 院	天童市東本町三丁目5番21号
横 山 美 雪	吉 岡 病 院	天童市東本町三丁目5番21号
藤 本 博 人	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
平 山 敦 士	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
八 卷 通 安	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
柄 澤 繁	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
金 子 尚 仁	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
村 山 最 二 郎	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
横 山 美 雪	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
遠 藤 泰 史	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
渋 谷 直 史	秋 野 病 院	天童市大字久野本362番地の1
渡 邊 健 太 郎	ク リ ニ ッ ク あ こ が れ	天童市大字荒谷1973番地884
阿 部 隆 志	ク リ ニ ッ ク あ こ が れ	天童市大字荒谷1973番地884
櫻 井 秀 一 郎	南 町 耳 鼻 咽 喉 科	天童市南町三丁目14番19号
野 口 健 一	酒 田 市 飛 島 診 療 所	酒田市飛島字勝浦甲66番地
川 口 和 浩	川 口 耳 鼻 咽 喉 科 ク リ ニ ッ ク	酒田市若竹町二丁目3番2号

山形県告示第227号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
櫻 井 文 明	朝 日 町 立 病 院	東田川郡朝日町大字宮宿843番地

## 山形県告示第228号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医師氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
佐藤 潤	山形市桜町2番68号 篠田総合病院	山形市桜町2番68号 篠田総合病院 山形市南四番町3番6号 山形クリニック 山形市清住町二丁目3番51号 山形徳洲会病院	平成25年12月10日
山口 博三	山形市南一番町5番26号 加賀山医院	山形市南一番町5番26号 加賀山医院 山形市南四番町3番6号 山形クリニック	同
五十嵐 朗	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院 山形市本町一丁目6番17号 本町矢吹クリニック	同
伊藤 稔	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院 山形市本町一丁目6番17号 本町矢吹クリニック	同
工藤 健一	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院 山形市本町一丁目6番17号 本町矢吹クリニック	同
小鹿 雅隆	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院 山形市本町一丁目6番17号 本町矢吹クリニック	同
田中 眞司	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院 山形市本町一丁目6番17号 本町矢吹クリニック	同
谷田 秀樹	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院 山形市本町一丁目6番17号 本町矢吹クリニック	同
中村 雅将	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院 山形市本町一丁目6番17号 本町矢吹クリニック	同

政 金 生 人	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院 山形市本町一丁目6番17号 本町矢吹クリニック	同
矢 吹 清 隆	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院 山形市本町一丁目6番17号 本町矢吹クリニック	同
西 田 隼 人	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹嶋クリニック	山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹病院	同

## 山形県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
梅 津 医 院	長井市大町2番27号	平成26. 1. 1

## 山形県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
梅 津 医 院	長井市大町2番27号	平成25. 12. 31

## 山形県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 介 護 機 関 の 名 称	施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類	指 定 介 護 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
桜クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	最上郡金山町大字金山328番地	平成25. 12. 1
ヘルパーステーション さわやか	訪 問 介 護 介護予防訪問介護	南陽市宮内1078番地 コーポアスカ 101号室	同 12. 4

デイサービスセンターさわやかホーム	通 所 介 護 介護予防通所介護	西置賜郡飯豊町大字手ノ子1651-1番地	同
居宅介護支援センターさわやかホーム	居 宅 介 護 支 援	西置賜郡飯豊町大字萩生4284-3番地	同
デイサービス糠ノ目	通 所 介 護 介護予防通所介護	東置賜郡高畠町大字福沢563番10	平成26. 2. 1
福祉用具貸与事業所 檜の木	福 祉 用 具 貸 与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	山形市上町四丁目6番24号	同 3. 1

## 山形県告示第232号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
寒 河 江 市 立 病 院	寒河江市大字寒河江字塩水80番地	平成26年4月11日から 平成29年4月10日まで
山 形 県 立 河 北 病 院	西村山郡河北町谷地字月山堂111番地	平成26年4月11日から 平成29年4月10日まで
朝 日 町 立 病 院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地	平成26年4月11日から 平成29年4月10日まで
山 形 県 立 新 庄 病 院	新庄市若葉町12番55号	平成26年4月11日から 平成29年4月10日まで
日 本 海 総 合 病 院	酒田市あきほ町30番地	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
酒 田 市 立 八 幡 病 院	酒田市小泉字前田37番地	平成26年4月11日から 平成29年4月10日まで

## 山形県告示第233号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和38年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所である。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
町 立 金 山 診 療 所	最上郡金山町大字金山548番地の2	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで



**山形県告示第234号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、西村山郡河北町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、西置賜郡小国町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6か月未満の牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のブルセラ病及び結核病の検査	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛 3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
牛のヨーネ病の検査	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。） 3 2の牛と同一施設内で飼養している牛 4 共同牧野等に放牧する牛 5 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの 6 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの 7 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
馬の馬伝染性貧血の検査	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬 2 競技用馬及び乗用馬
鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査	種卵を採取することを目的として飼養している鶏
蜜蜂の腐蛆病の検査	採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの
牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛

4 実施の期日及び場所

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

(1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応による検査、酵素免疫測定法による検査、補体結合反応検

査、疫学的検査及び臨床検査

- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあつては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (6) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

#### 山形県告示第235号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的  
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲  
月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）
- 4 実施の期日  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 5 実施の場所  
山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所
- 6 検査の方法  
酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

#### 山形県告示第236号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は省略し、その図面を農林水産部森林課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村大字古口字皿島3106の18・3106の33・3106の34・3106の35（以上4筆国有林）

- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため

**山形県告示第238号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。  
 平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字曲川字木ノ根坂国有林2026林班に小班から 同 上まで	旧	18.0メートル } 12.0	メートル 58
同 上	新	34.0メートル } 24.0	同 上

**山形県告示第239号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。  
 平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 西郡居口線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字木ノ根坂国有林2026林班に小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月18日

**山形県告示第240号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。  
 なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部用地課において縦覧に供する。  
 平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更内容  
山形県土地利用基本計画図に係る都市地域の拡大及び森林地域の縮小
- 2 変更に係る市町  
天童市及び東置賜郡川西町

**山形県告示第241号**

山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）第26条第1項の規定により、眺望景観資産を次のとおり指定した。  
 平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成26年3月7日
- 2 名称

花咲山展望台からの上山市街地とそれをとりまく山々の眺め

3 視点

北緯38度8分54秒、東経140度15分31秒（花咲山展望台）

4 主たる対象物

上山市街地とそれをとりまく山々

### 山形県告示第242号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、同法第35条第1項及び第5項の規定に違反した者に対して同法第65条第1項及び第2項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日 時 平成26年3月26日（水）午後1時30分から

2 場 所 山形市松波二丁目8番1号

山形県職員会館あこや会館 102会議室

## 教育委員会関係

### 告 示

### 山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成26年3月18日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

1 招集の日時 平成26年3月18日（火）午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

3 議 題

(1) 山形県文化財保護条例第31条第1項の規定に基づく山形県指定天然記念物の指定について

(2) 教育委員会職員の人事について

(3) 教職員の人事について

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄中「自動車警ら隊長」及び「交通事故事件捜査統括官」を削り、同項職級5の欄中「広域機動捜査班長」を「広域機動捜査班長 交通事故事件捜査統括官」に改める。

### 附 則

この規則は、平成26年3月20日から施行する。ただし、別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄の改正規定（「自動車警ら隊長」を削る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃							摘要
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	3月分 の家賃 に相当 する額	
県営中田第1ア パート2号	米沢市中田町 658-3	2DK	55.4	1	特定目的用 (高齢・身障用)	18,000	20,800	23,800	26,800	30,600	35,400	35,400	単身可
同 春日アパー ト3号	同 春日五丁 目2-43	3DK	75.6	1	一般用	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000	51,000	
同 中田第1ア パート5号	同 中田町 658-3	同	75.4	1	同	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500	50,500	
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,100	25,600	29,200	33,000	37,700	43,500	43,500	
同 関口アパー ト1号	南陽市宮内352 -3	同	68.0	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,600	45,700	45,700	
同 2号	同	同	68.6	1	同	23,500	27,200	31,100	35,100	40,100	46,200	46,200	
同 糠野日第2 アパート	東置賜郡高島町 福沢南21-2	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	33,200	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成26年4月7日から同月11日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成26年6月上旬

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成26. 2. 21	第2522号	146	36	48	603